

(仮称) 盛岡広域ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書  
に対する知事意見

令和6年7月2日  
盛岡広域環境組合あて

1 総括的事項

- (1) 施設の整備計画の具体化を図るとともに、環境影響評価を行う過程において、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定に影響を与える新たな事情が生じた場合には、必要に応じて環境影響評価の項目並びに予測及び評価の手法を見直し、又は追加的に調査、予測及び評価を行い、その結果を準備書に明記すること。
- (2) 環境影響の予測については、審査会の意見や当該環境影響評価項目の知見を有する専門家の助言を踏まえ、対象事業実施区域及びその周辺における環境条件等を十分考慮して行うとともに、できる限り定量的な手法を用いること。
- (3) 地域住民と適切なコミュニケーションを図る観点から、地域住民への一層の情報提供に努めるとともに、環境の保全の見地等からの地域住民からの意見には丁寧に対応し、事業について理解を得られるよう努めること。

2 個別的事項

(1) 大気環境

- ア 建設機械の稼働による騒音については、等価騒音レベルに加え、工事由来の突発的な音の影響を把握するため、5%時間率騒音レベルの予測及び評価をすること。
- イ 施設の稼働による騒音については、低周波音の影響についても調査、予測及び評価をすること。
- ウ 工事用車両による騒音と建設機械による騒音、又は施設の稼働による騒音と廃棄物運送車両等による騒音が重畳するおそれがある騒音の予測地点においては、複合騒音の影響についても予測及び評価をすること。
- エ 施設の稼働による悪臭については、卓越風向の風下方向にあたる近隣住宅付近についても調査、予測及び評価をすること。
- オ 時間帯別の工事車両及び廃棄物運送車両等の運行台数を示すとともに、時間帯により大気環境への影響が大きく異なると考えられる項目については、その条件により時間帯別に予測及び評価をすること。

(2) 水環境

対象事業実施区域内で発生する濁水の影響について適切に調査、予測及び評価を実施し、対象事業実施区域外に直接流出することがないように、適切な措置を講じること。

(3) 動物、植物、生態系

- ア 対象事業実施区域は、岩手県自然環境保全指針（平成11年3月策定、令和

3年3月改訂)で定める「優れた自然」評価図において重要性が高いと区分される保全区分Aランクの重要な自然環境のまとまりの場の中に含まれているため、十分な調査等により現況を把握の上、周辺環境に対する影響を予測及び評価し、必要に応じて環境保全措置を適切に検討すること。

イ 鳥類については、各季節の鳥類相、重要な種及び生息地などを十分に把握するために、必要に応じて追加の調査を行うこと。

### 3 盛岡市長からの意見

対象事業実施区域を管轄する盛岡市長から提出された環境保全の見地からの意見は別添のとおりであるので、その内容に十分留意するとともに、適切に対応すること。